

表 2 「違反食品対応マニュアル骨子素案」に対する各項目の評価点

項目	評価対象	各評価点の選択者数					平均	
		5	4	3	2	1		0
内容	必要な項目は列挙されていた。	9	33	20	0	0	0	3.8
	具体的であった。	7	28	26	1	0	0	3.7
	理解しやすい文章であった。	6	26	27	3	0	0	3.6
	実際の現場で役立った。	0	8	47	2	0	5	2.9
	書式は見やすかった。	3	21	36	2	0	0	3.4
様式全体	最低限必要な様式はあった。	8	22	27	2	1	2	3.5
違反食品発見時の措置フロー	図表の内容は具体的だった。	6	25	29	1	1	0	3.5
	図表の内容は参考になった。	8	26	27	1	0	0	3.7
違反を想定する場合の注意事項	図表の内容は具体的だった。	7	23	31	1	0	0	3.6
	図表の内容は参考になった。	9	23	29	1	0	0	3.6
違反食品等報告書事例	事例 1 の内容は参考になった。	9	31	21	1	0	0	3.8
	事例 2 の内容は参考になった。	9	31	20	1	0	1	3.7
	事例 3 の内容は参考になった。	11	28	21	1	0	1	3.7
報告書様式	使いやすかった。	2	12	39	3	0	6	2.9
	書き込むべき項目は網羅されていた。	8	24	28	1	1	0	3.6
違反食品等の発見について(通知)様式	使いやすかった。	3	14	36	3	0	6	3.0
	書き込むべき項目は網羅されていた。	8	19	28	7	0	0	3.5
違反食品等の調査について(回収)様式	使いやすかった。	3	13	38	2	0	6	3.0
	書き込むべき項目は網羅されていた。	8	19	31	4	0	0	3.5
違反食品等の調査について(回収)記入例	記入例の内容は参考になった。	9	18	32	1	0	2	3.5
保管請求様式	使いやすかった。	2	12	39	2	1	6	2.9
	書き込むべき項目は網羅されていた。	7	18	33	1	1	2	3.4
改善計画書様式	使いやすかった。	2	12	38	4	0	6	2.9
	書き込むべき項目は網羅されていた。	7	18	33	2	0	2	3.4
申立書(製造者用)様式	使いやすかった。	2	11	38	5	0	6	2.9
	書き込むべき項目は網羅されていた。	8	16	33	3	0	2	3.4
申立書(販売者・輸入者用)様式	使いやすかった。	2	11	41	2	0	6	2.9
	書き込むべき項目は網羅されていた。	8	18	33	1	0	2	3.4
自主回収報告書様式	使いやすかった。	4	12	36	3	1	6	3.0
	書き込むべき項目は網羅されていた。	9	19	30	1	1	2	3.5
全体評価	骨子素案の全体評価	7	23	29	2	0	1	3.5

表3 骨子素案の「目的、行政上の基本原則、行政処分の基準」の新旧対応表

修正後	修正前
<p>1 目的</p> <p>食品衛生法に規定する<u>監視指導</u>、収去検査及びその他の方法により食品衛生法に係る違反食品(以下、「違反食品」という。)を発見した場合の対応を定めることにより、食品衛生上の危害の除去及び危害の拡大防止並びに行政<u>措置</u>の公正な実施を図ることを目的とする。</p>	<p>1 目的</p> <p>食品衛生法に規定する収去検査及びその他の方法により食品衛生法に係る違反食品(以下、「違反食品」という。)を発見した場合の対応を定めることにより、食品衛生上の危害の除去及び危害の拡大防止並びに行政<u>処分等</u>の公正な実施を図ることを目的とする。</p>
<p>2 行政処分の基本原則</p> <p>行政処分は、食品衛生上の危害除去又は危害拡大の防止を図るため、<u>公正、的確、厳正かつ迅速</u>に行うものとする。</p>	<p>2 行政処分の基本原則</p> <p>行政処分は、食品衛生上の危害除去又は危害拡大の防止を図るために行うものであることを基本とする。</p>
<p>3 行政処分の基準</p> <p>略</p> <p>(1) 廃棄処分(法第54条関係)</p> <p>廃棄処分は、当該違反食品等が再製、転用、返品等が不可能な場合に適用する。ただし、再製、転用、返品等が可能な場合であっても<u>事業者が適切に廃棄し、食品衛生監視員が確認できる</u>場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 危害除去に必要な措置命令(法第54条関係)</p> <p>略</p> <p>ア 当該違反食品等が販売の過程にあり、<u>必要な場合</u>は販売禁止命令を行うものとする。</p> <p>イ 当該違反食品等が製造又は使用の過程にあり、<u>必要な場合</u>は使用禁止命令を行うものとする。</p> <p>ウ 略。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 行政指導</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 改善勧告書</p> <p>指導票により改善がされない場合に交付するものとする。</p>	<p>3 行政処分の基準</p> <p>略</p> <p>(1) 廃棄処分(法第54条関係)</p> <p>廃棄処分は、当該違反食品等が再製、転用、返品等が不可能な場合に適用する。ただし、再製、転用、返品等が可能な場合であっても<u>必要と認められる</u>場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 危害除去に必要な措置命令(法第54条関係)</p> <p>略</p> <p>ア 当該違反食品等が販売の過程にある場合は販売禁止命令を行うものとする。</p> <p>イ 当該違反食品等が製造又は使用の過程にある場合は使用禁止命令を行うものとする。</p> <p>ウ 略</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 行政指導</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 改善勧告書</p> <p>指導票により改善がされない場合及び<u>法第19条第2項に基づく基準の違反であって健康への影響の程度が大きい場合</u>に交付するものとする。</p>

表 4 骨子素案の「違反食品処理手順」の新旧対応表

修正後	修正前
<p>1 探知又は発見</p> <p>次により違反食品(疑いがある場合を含む。)を探知又は発見した場合は、食品衛生監視員は、<u>情報収集、調査方針の確立及び調査準備を十分行った上で、当該施設に立ち入り、食品、営業施設、帳簿その他の物件を調査し、営業者及び関係者から事情を聴取するものとする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3)消費者等からの<u>通報</u>による発見</p> <p>(4)他<u>自治体</u>からの通報</p> <p>(5)他法令(JAS法等)での違反に関連して<u>国等機関からの通報</u></p>	<p>1 探知又は発見</p> <p>次により違反食品(疑いがある場合を含む。)を探知又は発見した場合は、食品衛生監視員は、<u>直ちに違反事実の確認のため当該施設に立ち入り、食品、営業施設、帳簿その他の物件を調査し、営業者及び関係者から事情を聴取するものとする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3)消費者からの<u>苦情</u>による発見</p> <p>(4)他<u>都道府県</u>からの通報</p>
<p>2 違反事実の確認</p> <p>略</p>	<p>2 違反事実の確認</p> <p>略</p>
<p>3 違反事実の確認後の措置</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3)保健所長は、違反の発生と措置経過について、速やかに<u>食品衛生主管課</u>に報告すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5)保健所長は、(4)において公表を行った場合、消費者からの問い合わせに対応するための相談窓口を設置する。</p>	<p>3 違反事実の確認後の措置</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3)保健所長は、違反の発生と措置経過について、速やかに<u>総合事務所にあっては所長及び福祉保健局長に、福祉保健局にあっては局長</u>に報告すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5)保健所長は、(3)において公表を行った場合、消費者からの問い合わせに対応するための相談窓口を設置する。</p> <p>(6)<u>食品表示違反に係る場合は、必要に応じ食品表示違反対応マニュアル等別途作成し、対応を同時進行で行うものとする。</u></p> <p>(7)<u>残留農薬基準違反に係る場合は、農薬取締法違反対応マニュアル等を別途作成し、対応を同時進行で行うものとする。</u></p> <p>(8)<u>全庁的な取組みが必要になると判断される事案については、食品衛生主管課長に情報を入れ、食の安全委員会等対応マニュアルを別途作成し、対応を同時進行で行うものとする。</u></p>

#### 4 違反食品等の措置

(1) 食品衛生監視員は、保健所長の指示に基づき、営業所等に対し次の事項について指導するものとする。

ア 略

イ 調査の結果当該違反による被害の拡大及び再発防止に必要な当面の措置を、当該業者又は関係者に行わせるため、指導票を交付し指示する。

ウ 略

エ 違反食品の同一ロット品が既に流通している場合は、同一ロットについては回収を指示する。

(2) 以上の指導を行った場合には、食品衛生監視員は、当該物件の数量、製造者又は販売者、仕入先又は販売先、製造年月日、容器の形態、重量等を確認するものとする。数量確認後、違反品を保管させる場合は、当該品の封印とともに保管請書を徴取する。

#### 5 違反事実の報告等

(1) 略

(2) 食品衛生主管課長への通報

(1)にかかわらず次による場合は、食品衛生主管課長に報告するものとする。

ア 違反食品の原因が県外の製造施設等にある場合  
食品衛生主管課長は、当該自治体に対し製造施設等への立入調査及び違反原因等の調査を依頼する。また、違反食品が輸入品の場合、厚労省と輸入者管轄自治体に通報する。

イ 違反食品が県外に流通する場合

食品衛生主管課長は、関係自治体に対し、情報提供又は回収のための協力を依頼する。

ウ及びエ 略

#### 4 違反食品等の措置

(1) 食品衛生監視員は、違反事実が重ねて行われるおそれがあり、又は食品衛生上の危害の除去を図る必要があると認められるときは、保健所長の指示に基づき、営業所等に対し次の事項について指導するものとする。

ア 略

イ 調査の結果当該違反による被害の拡大及び再発防止に必要な当面の措置を、当該業者又は関係者に行わせるため、改善指示書を交付し指示する。

ウ 略

エ 違反食品の同一ロット品が既に流通している場合は、自主的に回収させる。

(2) 以上の指導を行った場合には、食品衛生監視員は、当該物件の数量、製造者又は販売者、仕入先又は販売先、製造年月日、容器の形態、重量等を確認するものとする。

#### 5 違反事実の報告等

(1) 略

(2) 食品衛生主管課長への通報

1にかかわらず次による場合は、食品衛生主管課長に報告するものとする。

ア 違反食品の原因が県外の製造施設等にある場合  
食品衛生主管課長は、当該都道府県(指定都市を含む。)に対し製造施設等への立入調査及び違反原因等の調査を依頼する。

イ 違反食品が県外に流通する場合

食品衛生主管課長は、関係都道府県(指定都市を含む。)に対し、情報提供又は回収のための協力を依頼する。

ウ 違反食品の販売等が広域的な処置が必要とされる場合、食品衛生主管課長は、県内の複数の保健所等へ、必要な指揮をとること。

ウ及びエ 略

<p>6 行政処分の決定</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3)営業の停止</p> <p>ア 略</p> <p>イ 営業停止の期間は、違反の態様、原因の除去の有無及び施設の改善状況を総合的に判断し、行政処分の基準に定める期間の範囲内で決定することができる。</p> <p>(4)廃棄、その他の命令</p> <p>違反食品が現に販売、製造の過程で流通している場合には、<u>当該食品に対して販売禁止、回収、廃棄、又はその他必要な措置を命ずるものとする。</u></p> <p>(5)告発</p> <p>ア 保健所長は、違反事実が故意又は重大な過失により発生し、社会に与える影響が大きい場合であつて、かつ違反内容が悪質で処罰の必要があると認めるときは、事前に<u>食品衛生主管課</u>と協議し、告発するものとする。</p> <p>イ 略</p>	<p>6 行政処分の決定</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3)営業の停止</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>(1)にかかわらず</u>営業停止の期間は、違反の態様、原因の除去の有無及び施設の改善状況を総合的に判断し、行政処分の基準に定める期間の範囲内で決定することができる。</p> <p>(4)廃棄、その他の命令</p> <p>違反食品が現に販売、製造の過程で流通している場合には、<u>それらを廃棄させ、又はその他必要な措置を命ずるものとする。</u></p> <p>(5)告発</p> <p>ア 保健所長は、違反事実が故意又は重大な過失により発生し、社会に与える影響が大きい場合であつて、かつ違反内容が悪質で処罰の必要があると認めるときは、事前に<u>食の安全推進課</u>と協議し、告発するものとする。</p> <p>イ 略</p>
<p>7 行政処分の履行確認と解除</p> <p>略</p>	<p>7 行政処分の履行確認と解除</p> <p>略</p>
<p>8 公表</p> <p>略</p>	<p>8 公表</p> <p>略</p>
<p>9 <u>処理後の対応</u></p> <p><u>違反食品の処理の終了後に違反事実確認後の措置、違反食品等の措置、報告等について適正に行われたかどうかを検討し、必要があれば手順を改正する等今後の食品衛生行政に反映できるよう配慮すること。事例については機会を捉えて、事業者及び消費者へ同様事例の再発防止や処理方法等の情報提供を行うこと。</u></p>	<p>9 <u>営業者等への普及啓発</u></p> <p><u>同様の事例の再発を防止するため、関係営業者等への普及啓発及び注意喚起等に努めること。</u></p>

表5 骨子素案の「違反食品処理手順運用上の留意点」の新旧対応表

修正後	修正前
<p>1 法第6条(食中毒関係)違反</p> <p>(1) 飲食店営業における営業の禁止・停止にあつては、当該客席の使用はできないこととなるが、ホテル、旅館、宴会場、<u>社会福祉施設、病院等</u>における食中毒で、やむを得ない状況であつて、再発防止が担保できる場合は、客席の使用を認め、この際の処分は、営業の一部禁止・停止(調理行為並びに調理場及びその付属設備・器材の使用禁止・停止)とし、必要に応じ従事者の就業制限等、他法令に基づく措置について所管課と連携を図ること。</p> <p>(2) 略</p>	<p>1 法第6条(食中毒関係)違反</p> <p>(1) 飲食店営業における営業の禁止・停止にあつては、当該客席の使用はできないこととなるが、ホテル、旅館、宴会場における食中毒で、やむを得ない状況であつて、再発防止が担保できる場合は、客席の使用を認め、この際の処分は、営業の一部禁止・停止(調理行為並びに調理場及びその付属設備・器材の使用禁止・停止)とし、必要に応じ従事者の就業制限等、他法令に基づく措置について所管課と連携を図ること。</p> <p>(2) 略</p>
<p>2 法第6条(食中毒関係以外)、第9条、第10条、第11条第2項、第16条、第18条第2項及び第20条違反</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>2 法第6条(食中毒関係以外)、第9条、第10条、第11条第2項、第16条、第18条第2項及び第20条違反</p> <p>(1)～(5) 略</p>
<p>削除</p>	<p>3 <u>法第19条第2項(特定原材料関係)違反</u></p> <p>(1) <u>適正表示等について改善勧告書を交付すること。</u></p> <p>(2) <u>処分を行う場合は、行政手続法に基づく手続きを行った上で、営業の禁止等必要な命令を行うこと。</u></p>
<p>3 法第19条第2項(特定原材料関係以外)違反</p> <p>略</p>	<p>4 法第19条第2項(特定原材料関係以外)違反</p> <p>略</p>
<p>4 法第50条第3項違反</p> <p>略</p>	<p>5 法第50条第3項違反</p> <p>略</p>
<p>5 法第51条違反</p> <p>略</p>	<p>6 法第51条違反</p> <p>略</p>
<p>6 管轄外製造品等の取扱い</p> <p>略</p>	<p>7 管轄外製造品等の取扱い</p> <p>略</p>

# 違反食品対応マニュアル (事務処理マニュアル)

食品衛生監視員による食品衛生監視手法の高度化に関する研究班

## 1 目的

食品衛生法に規定する監視指導、収去検査及びその他の方法により食品衛生法に係る違反食品(以下、「違反食品」という。)を発見した場合の対応を定めることにより、食品衛生上の危害の除去及び危害の拡大防止並びに行政措置の公正な実施を図ることを目的とする。

## 2 行政処分の基本原則

行政処分は、食品衛生上の危害除去又は危害拡大の防止を図るため、公正、的確、厳正かつ迅速に行うものとする。

## 3 行政処分の基準

処分の基準は、別表のとおりとし、別表中の各処分等の適用は、次のとおりとする。

なお、違反食品の処理については、別紙により行う。

### (1) 廃棄処分(法第 54 条関係)

廃棄処分は、当該違反食品等が再製、転用、返品等が不可能な場合に適用する。ただし、再製、転用、返品等が可能な場合であっても事業者が適切に廃棄し、食品衛生監視員が確認できる場合はこの限りでない。

### (2) 危害除去に必要な措置命令(法第 54 条関係)

危害除去に必要な措置命令は、当該違反食品が再製、転用、返品等が可能な場合に適用し、次に掲げる処分により行うものとする。

ア 当該違反食品等が販売の過程にあり、必要な場合は販売禁止命令を行うものとする。

イ 当該違反食品等が製造又は使用の過程にあり、必要な場合は使用禁止命令を行うものとする。

ウ 必要な場合は、物品の回収又は移動禁止命令を行うものとする。

### (3) 営業の禁止(法第 55 条関係)

営業の禁止(法第 62 条第3項に規定する施設にあつては、施設の使用禁止)は、食品衛生上の危害を除去し、再発防止が図られる期間を予測することができない場合に適用し、営業の全部又は一部について行い、再発防止が図られた時に禁止を解除するものとする。

### (4) 営業の停止(法第 55 条関係)

営業の停止(法第 62 条第3項に規定する施設にあつては、施設の使用停止)は、食品衛生上の危害を除去し、再発防止が図られる期間を予測することができる場合に適用し、営業の全部又は一部について行い、期間は、再発防止措置を行うのに必要な期間とする。



(5) 許可の取消(法第 55 条関係)

許可の取消は、営業を継続することが食品衛生上極めて危険である場合に適用するものとする。

(6) 施設の整備改善命令等(法第 56 条関係)

ア 施設の整備改善命令は、法第 51 条に基づく施設基準に合致させるため、整備改善を要する場合に適用するものとし、適用するに当たっては、期間を定めて行い、期間は整備改善を行うのに必要な期間とする。

イ 営業の禁止は、施設の整備改善を行わなければ食品衛生上の危害の発生防止ができない場合であって、施設の整備改善に要する期間を予測できない場合に適用し、営業の全部又は一部について行い、施設の整備改善が図られたときに禁止を解除するものとする。

ウ 営業の停止は、施設の整備改善を行わなければ食品衛生上の危害の発生防止ができない場合であって、施設の整備改善に要する期間を予測できる場合に適用し、期間は、施設の整備改善を行うのに必要な期間とする。

エ 許可の取消は、施設の整備改善を行わなければ食品衛生上の危害の発生防止ができない場合であって、施設の整備改善を図ることができない場合に適用するものとする。

(7) 行政指導

ア 始末書等

始末書は、行政処分に至らない事項についての措置として営業者から徴取し、違反等の事実及び再発防止について記載されているものとする。

始末書徴取に当たっては、必要に応じ顛末書、改善計画書等を併せて徴取するものとする。

イ 指導票

法第 19 条第 2 項、第 50 条及び第 51 条に基づく基準の違反等について、文書による改善指導が必要な場合に交付するものとする。

ウ 改善勧告書

指導票により改善がされない場合に交付するものとする。

## 別表

違反事項	違反内容又は条文内容	適用条文	行政処分等
法第6条	不衛生な食品又は添加物の販売等	法第54条 法第55条	(食中毒) 1 営業の禁止、停止又は許可の取消 集団給食施設等にあつては、施設の使用禁止又は停止 2 必要な場合、当該食品等の廃棄処分及び危害除去に必要な措置命令 (食中毒以外) 1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第9条	病肉等の販売等の禁止	法第54条 法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第10条	化学的合成品等の販売等の禁止	法第54条 法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第11条 第2項	食品又は添加物の規格基準に合わないものの製造販売等禁止	法第54条 法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第16条	有害器具等の販売等の禁止	法第54条 法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第18条 第2項	器具又は容器包装の規格基準に合わないものの製造販売等禁止	法第54条 法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第19条 第2項	表示違反品の販売等の禁止	法第55条	(特定原材料の表示に係る違反) 1 改善勧告書 2 営業の一部禁止(適正な表示がなされるまで、当該品の販売禁止)、停止又は許可の取消 (特定原材料の表示に係る違反以外) 1 指導票 2 改善勧告書、始末書徴取等(1の指導後) 3 営業の一部禁止(適正な表示がなされるまで、当該品の販売禁止)、停止又は許可の取消
法第20条	虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止	法第54条 法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消

法第 25 条 第1項	製品検査合格証 のない添加物等の 販売等の禁止	法第 55 条	1 営業の一部禁止(当該品及び使用品の販売禁 止)、停止又は許可の取消
法第 26 条 第4項	検査結果の通知を 受ける以前の販売 等の禁止	法第 55 条	1 営業の一部禁止(当該品の販売禁止)、停止又 は許可の取消
法第 48 条 第1項	食品衛生管理者 の設置義務違反	法第 55 条	1 営業の禁止(設置されるまでの期間)又は営業 の取消、停止又は許可の取消
法第 50 条 第3項	公衆衛生上講ず べき措置の基準の 違反	法第 55 条	1 指導票 2 改善勧告書(1の指導後) 3 営業の禁止、停止又は許可の取消
法第 51 条	営業施設の基準 の違反	法第 56 条	1 指導票 2 改善勧告書(1の指導後) 3 整備改善命令、営業の禁止、停止又は許可の 取消
法第 52 条 第3項	営業の許可条件 に違反	法第 55 条	1 営業の禁止、停止又は許可の取消

## 違反食品処理手順

## 1 探知又は発見

次により違反食品(疑いがある場合を含む。)を探知又は発見した場合は、食品衛生監視員は、情報収集、調査方針の確立及び調査準備を十分行った上で、当該施設に立入り、食品、営業施設、帳簿その他の物件を調査し、営業者及び関係者から事情を聴取するものとする。

- (1) 収去検査による検査成績書
- (2) 監視による発見
- (3) 消費者等からの通報による発見
- (4) 他自治体からの通報
- (5) 他法令(JAS法等)での違反に関連して国等機関からの通報

## 2 違反事実の確認

食品衛生監視員は、違反原因について調査を実施し原因を究明すること。

なお、調査に当たっては、次に留意し行うものとする。

- (1) 違反となった原因
- (2) 違反食品の数量及び原料の在庫量
- (3) 違反食品の製造、調理、加工及び販売の時期、期間及び従事した者
- (4) 出荷先及び仕入先
- (5) 出荷及び仕入れの時期、期間及び数量
- (6) 施設の概要図、製造又は処理工程図(写真撮影)
- (7) 違反事実の証拠が供述のみの場合は、違反した営業者又は関係者から聴取した供述調書を作成するものとする。
- (8) 証拠となる帳簿書類その他の物件

## 3 違反事実の確認後の措置

- (1) 食品衛生監視員は、前項の調査により速やかに違反事実を確認するとともに違反事実を記録するものとする。
- (2) 食品衛生監視員は、違反事実を確認したときは、速やかに保健所長に報告するものとする。
- (3) 保健所長は、違反の発生と措置経過について、速やかに食品衛生主管課に報告すること。
- (4) 保健所長は、健康被害のおそれがある場合、違反の事実について公表するものとする。

- (5) 保健所長は、(4)において公表を行った場合、消費者からの問い合わせに対応するための相談窓口を設置する。

#### 4 違反食品等の措置

- (1) 食品衛生監視員は、保健所長の指示に基づき、営業所等に対し次の事項について指導するものとする。
- ア 違反事実の証拠となる帳簿書類その他の物件があるときは、営業者等に対し処分等の措置が決定するまでそれらを保管させる。
  - イ 調査の結果当該違反による被害の拡大及び再発防止に必要な当面の措置を、当該営業者又は関係者に行わせるため、指導票を交付し指示する。
  - ウ 違反食品が当該施設にある場合、廃棄処分等の措置命令の執行が完了するまでの間保管させる。ただし、当該違反食品が腐敗、変敗により当該命令執行までの間保管しておくことが困難と判断されるときは、事前に廃棄させることができる。
  - エ 違反食品の同一ロット品が既に流通している場合は、同一ロットについては回収を指示する。
- (2) 以上の指導を行った場合には、食品衛生監視員は、当該物件の数量、製造者又は販売者、仕入先又は販売先、製造年月日、容器の形態、重量等を確認するものとする。数量確認後、違反品を保管させる場合は、当該品の封印とともに保管請書を徴取する。

#### 5 違反事実の報告等

##### (1) 県内他保健所への報告

保健所長は、違反食品を発見し、それらに係る違反事実が管轄外の製造施設、又は販売施設(以下「製造施設等」という。)に起因すると認められたときは、当該違反食品の製造施設等を管轄する保健所長に報告し、製造施設等への立入調査及び違反原因等の調査を依頼するものとする。

##### (2) 食品衛生主管課長への通報

(1)にかかわらず次による場合は、食品衛生主管課長に報告するものとする。

##### ア 違反食品の原因が県外の製造施設等にある場合

食品衛生主管課長は、当該自治体に対し製造施設等への立入調査及び違反原因等の調査を依頼する。

また、違反食品が輸入品の場合、厚労省と輸入者管轄自治体に通報する。

##### イ 違反食品が県外に流通する場合

食品衛生主管課長は、関係自治体に対し、情報提供又は回収のための協力を依頼する。

- ウ 違反食品の販売等が広域的な処置が必要とされる場合、  
食品衛生主管課長は、県内の複数の保健所等へ、必要な指揮をとること。
- エ 残留農薬基準違反等当該生産者の調査又は改善指導等が必要な場合、  
食品衛生主管課長は、農林水産部等関係部局に情報提供し今後の改善指導及び啓発活動等の協力を依頼すること。

## 6 行政処分の決定

保健所長は、違反事実の確認により違反内容が判明した場合において、処分を行う必要があると認めるときは、時機を失することなく処分を行うものとする。

なお、処分の内容については、食品衛生主管課長に報告すること。

### (1) 営業許可の取消し

営業許可の取消しは、行政処分の基準に基づき、営業を継続させることが食品衛生上極めて危険であり、又、社会に及ぼす影響が大きい場合に行うものとする。

### (2) 営業の禁止

営業の禁止は、期間を定めては違法状態を除去することができない場合、又は期間を定めて営業を停止することが不適当な場合に行うものとする。

### (3) 営業の停止

ア 営業停止の期間は、原則として、行政処分の基準に基づき、違反内容ごとに対応する営業停止の期間の最低日数とする。

イ 営業停止の期間は、違反の態様、原因の除去の有無及び施設の改善状況を総合的に判断し、行政処分の基準に定める期間の範囲内で決定することができる。

### (4) 廃棄、その他の命令

違反食品が現に販売、製造の過程で流通している場合には、当該食品に対して販売禁止、回収、廃棄、又はその他必要な措置を命ずるものとする。

### (5) 告発

ア 保健所長は、違反事実が故意又は重大な過失により発生し、社会に与える影響が大きい場合であって、かつ違反内容が悪質で処罰の必要があると認めるときは、事前に食品衛生主管課と協議し、告発するものとする。

イ 告発を行ったとき及び告発結果が判明したときは、速やかに食品衛生主管課長に報告するものとする。

## 7 行政処分の履行確認と解除

### (1) 履行確認

食品衛生監視員は、行政処分の履行状況について確認を行い、保健所長に報告するものとする。

### (2) 解除

処分において、執行中にその目的が達せられ、命令の解除が必要と認められるに至ったときは、当該処分を解除するものとする。

## 8 公表

保健所長は、違反による処分を行ったときは、営業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)、施設の名称、違反及び措置内容について公表する。

## 9 処理後の対応

違反食品の処理の終了後に違反事実確認後の措置、違反食品等の措置、報告等について適正に行われたかどうかを検討し、必要があれば手順を改正する等今後の食品衛生行政に反映できるよう配慮すること。

事例については機会を捉えて、事業者及び消費者へ同様事例の再発防止や処理方法等の情報提供を行うこと。

## 違反食品処理手順運用上の留意点

### 1 法第6条(食中毒関係)違反

- (1) 飲食店営業における営業の禁止・停止にあつては、当該客席の使用はできないこととなるが、ホテル、旅館、宴会場、社会福祉施設、病院等における食中毒で、やむを得ない状況であつて、再発防止が担保できる場合は、客席の使用を認め、この際の処分は、営業の一部禁止・停止(調理行為並びに調理場及びその付属設備・器材の使用禁止・停止)とし、必要に応じ従事者の就業制限等、他法令に基づく措置について所管課と連携を図ること。
- (2) 必要な場合、原因食品について廃棄命令、使用禁止命令など適切な措置を併せて行うこと。

### 2 法第6条(食中毒関係以外)、第9条、第10条、第11条第2項、第16条、第18条第2項及び第20条違反

- (1) 検査により違反と決定した食品等及び他の自治体、保健所又は検疫所から違反として通報された食品等については、7(2)に該当する場合を除き、廃棄命令、販売禁止命令、使用禁止命令、回収命令又は移動禁止命令を行い、封印(所屬、食品衛生監視員署名・捺印、年月日、数量等を記載)すること。また、必要に応じて営業の禁止・停止等を行うこと。
- (2) 販売禁止、使用禁止等の命令後において、当該営業者から経済的理由等から自主的に当該違反食品等の廃棄の申し出があつた場合は、任意廃棄の願いを提出させることとし、廃棄の確認を行うこと。
- (3) 再製が可能なものについては、当該営業者に再製の願いを提出させ、再製後、法に適合したことが確認されたときに、当該再製品の使用又は販売を認めるものとする。
- (4) 食品以外の用途に転用が認められる場合は、当該営業者に転用の願いを提出させ、当該違反食品等の転用を認めるものとする。
- (5) 残存量として規定されていない添加物については、製造状況を調査のうえ、違反についての判断を行うこと。

### 3 法第19条第2項(特定原材料関係以外)違反

- (1) 適正表示等について指導票を用いて指導を行い、改善されない場合は改善勧告書を交付すること。
- (2) 処分を行う場合は、行政手続法に基づく手続を行った上で、営業の禁止等必要な命令を行うこと。



#### 4 法第 50 条第3項違反

- (1) 改善事項について指導票を用いて指導を行い、改善されない場合は改善勧告書を交付すること。
- (2) 処分を行う場合は、行政手続法に基づく手続きを行った上で、営業の禁止等必要な命令を行うこと。

#### 5 法第 51 条違反

- (1) 改善事項について指導票を用いて指導を行い、改善されない場合は改善勧告書を交付すること。
- (2) 処分を行う場合は、行政手続法に基づく手続きを行った上で、整備改善命令、営業の禁止等必要な命令を行うこと。
- (3) 食中毒発生施設に対する処分についても同様の手続きを行うこと。

#### 6 管轄外製造品等の取扱い

- (1) 管轄外で製造した食品等を違反とした場合は、速やかに当該製造所を管轄する自治体に通報すること。また、輸入した食品等を違反とした場合は、厚生労働省及び当該輸入者を管轄する自治体に通報すること。

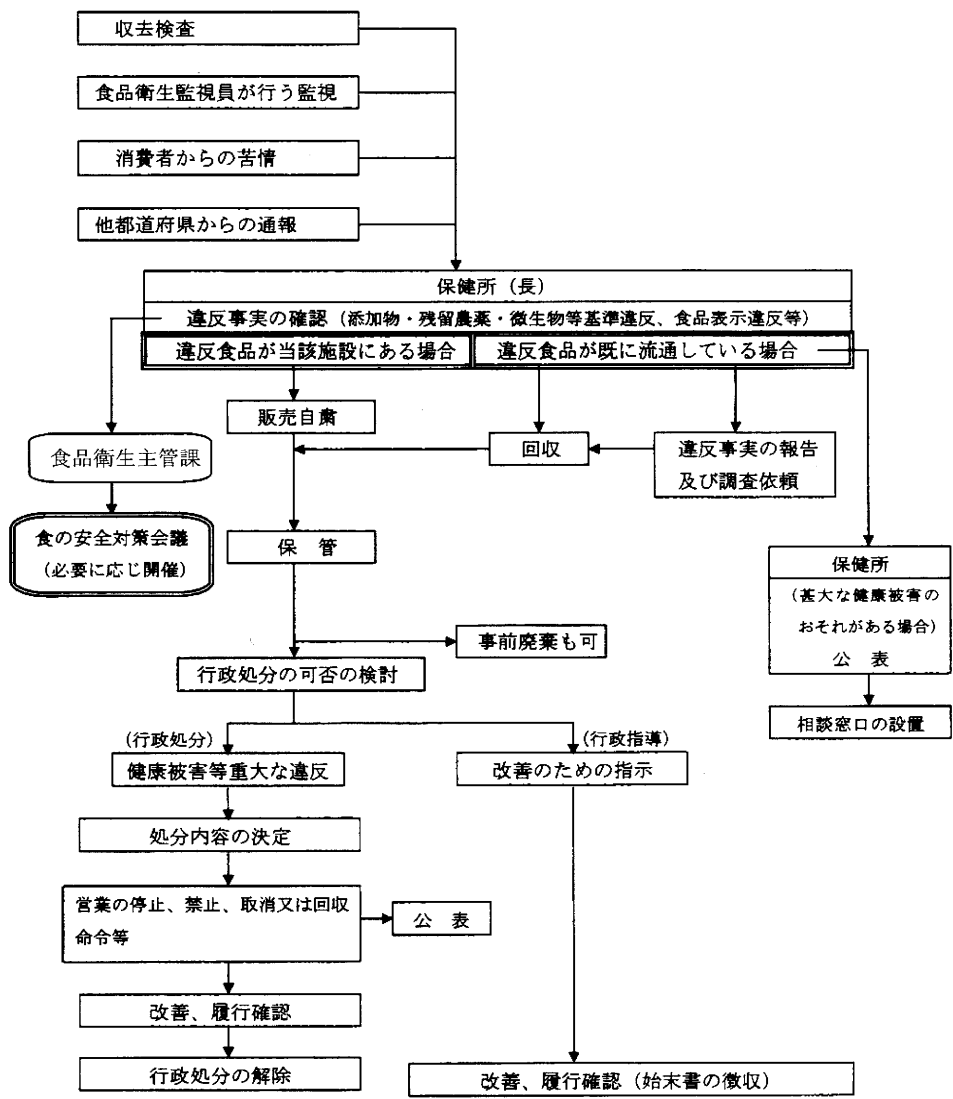
なお、法第 19 条第2項違反以外の場合は、販売禁止等の措置命令を行い、当該食品等を封印(所属、食品衛生監視員署名・捺印、年月日、数量等を記載)するとともに、必要に応じて営業の禁止、停止等を行う。

- (2) (1)にかかわらず、管轄外で製造若しくは輸入した食品等の違反の場合であって、当該製造所又は輸入者の所在地を管轄する自治体、保健所又は検疫所から通報があった場合は、販売禁止等の措置命令は要しないものであること。

なお、この場合は、封印のまま返品させること。

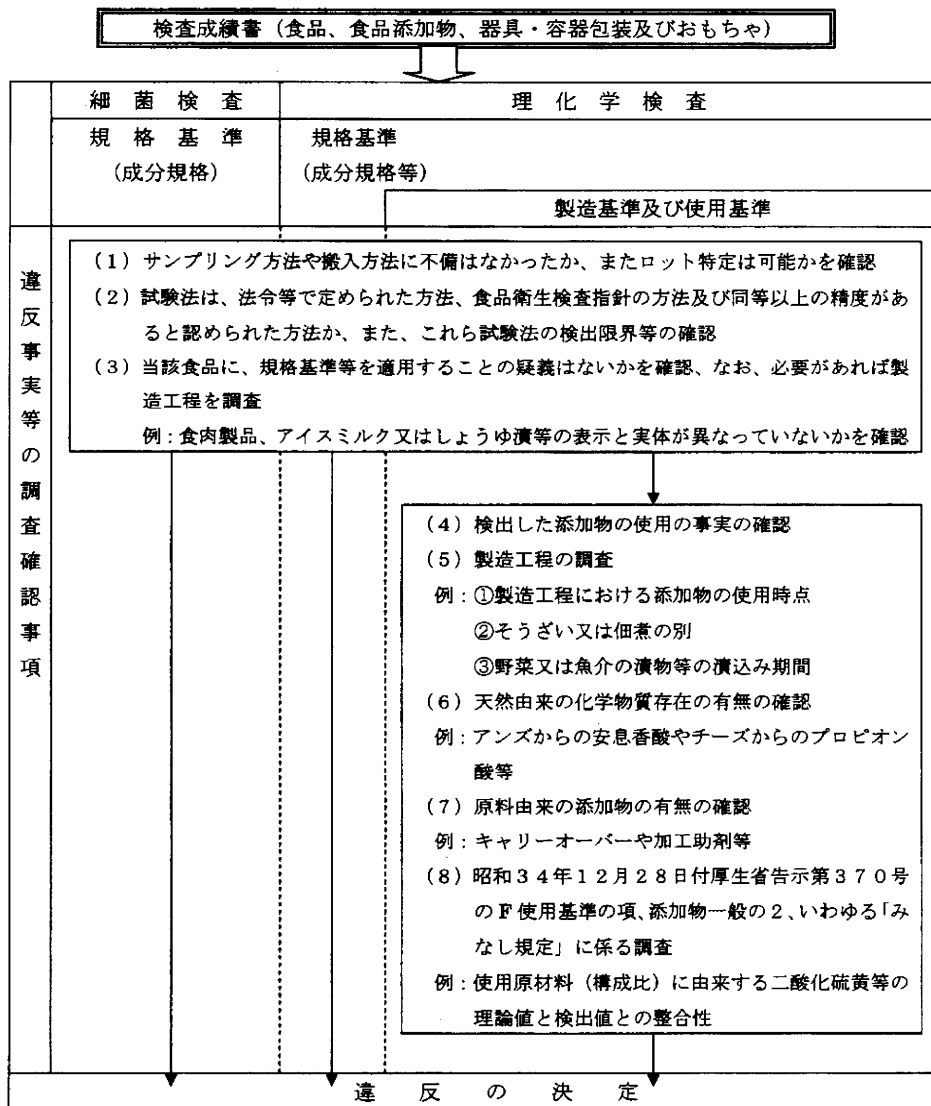
- (3) 販売禁止、移動禁止命令後に返品する場合にあっては、封印のまま返品させること。

違反食品発見時の措置フロー



**違反を認定する場合の注意事項**

検査成績を使用基準等に照らし合わせ、機械的に判定すると、違反でないものを違反と認定する恐れがある。食品等を違反と認定する際には、検査成績に基づき、違反（又は疑い）の事実関係を調査したうえで、法違反を認定する等、慎重に行う必要がある。違反事実等の調査確認事項を下表に例示する。



違反食品等報告書事例

【事例1】

違反食品等報告書				
食品等 の状 況	名 称	冷凍食品〇〇〇(凍結前未加熱加 熱後摂取冷凍食品)	形 態	60g×100個 ダンボール箱詰め
	届出年月日	平成16年10月7日	届出者住所 ・氏名	A市〇〇区〇〇町〇-〇 〇〇〇〇
	製造者住所・氏名	神戸市中央区〇〇町〇-〇 □□株式会社神戸工場		
違反等 届出事 項	食品衛生法 第6条 第 項 第4号 違反の疑い			
	内 容	平成16年10月7日、飲食店『××』(A市〇〇区〇〇町〇-〇-〇)で、日替わりランチの「エビカツのタルタルソース」を喫食した客から、白いプラスチック様異物が混入していたとの苦情があり、同店営業者からA市〇〇区保健福祉センターに届出があった。エビカツは冷凍食品で、△△樹から納品された。タルタルソースは『××』で調理されたものであり、A市は届出後『××』を調査したが、同様のプラスチックは一切使われていなかったため、エビカツの製造所を所管する神戸市に調査依頼があった。		
調 査 状 況	1. 製造者の調査・指導について 原因食品の疑いのあるエビカツについて調査・指導を行った。 調査年月日：平成16年10月8日～10月15日 応 対 者：□□樹神戸工場 冷凍食品製造部長〇〇氏 〔調査内容〕 ・製造年月日 平成16年4月14日 ・製 造 者 □□樹神戸工場 ・賞味期限 平成17年9月22日 ・製造数量 300BDL (100個入り×2合×300束=60,000個) ・在庫数量 36BDL (平成16年10月15日現在) ・同一苦情の発生状況 なし ・製造時における異物混入の可能性について 製造所の調査では、製造時における原因となりうるような事故の発生はなかったが、製造ラインのコンベアーに同様のプラスチック部品が使用されており、その一部が破損していた。異物は破損部分と形状が一致した。 また、異物の検査結果(後述)から異物とコンベアーの一部のプラスチック部品が同一種類の合成樹脂であることが判明したことから、コンベアー部品が破損し、エビカツに混入したものと考えられる。破損部分の形状から判断して、破片は1片であり、他の製品への混入はないものと考えられる。 〔措置等〕 指導票を交付し、破損原因の究明及び異物混入防止対策について報告書の提出を指示し、平成16年10月19日に報告書を受領した。		・5W1Hを基本に、当該品の特定、製造量・流通状況、他の苦情の有無、施設の状態、検査結果、措置内容、原因、再発防止対策等を簡潔にまとめること ・添付資料として、当該品・製造施設等の写真、指導票(写し)、命令書(写し)、被験者からの報告書(仕入れ・製造・販売の状況、措置内容原因・再発防止対策等)	
	2. 異物の検査について 10月13日に苦情の原因となった異物がA市〇〇区保健福祉センターより届いた。異物の所有権放棄についてA市を通じて届出者の了解を得た上で、異物鑑定を実施した。 ・検査実施機関 神戸市保健福祉局環境保健研究所 ・検査実施年月日 平成16年10月14日 ・検査の結果 異物と破損したプラスチック部品の赤外線スペクトルを測定したところ一致したため、両者は同一種類の合成樹脂である。			